

船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年7月9日 07時00分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島西方沖 新井港防波堤灯台から真方位093° 5.1海里付近 （概位 北緯35° 41.3′ 東経135° 24.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{シヨボフ} SHOBUは、航行中、機関が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SHOBU、5トン未満（長さ7.36m）
船舶番号、船舶所有者等	290-44978 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、航行中、機関が停止して始動ができなくなったので、船長が118番通報し、巡視艇及びマリーナの救助艇にえい航されて係留場所に戻った。</p> <p>本船の機関は、本インシデント後の点検により、燃料フィルタの目詰まりが発見され、燃料タンクの清掃及びフィルタの交換が行われた。</p> <p>船長は、本船を約3年前に中古で購入したが、燃料フィルタの清掃及び交換を行ったことがなかった。</p>
分析	本船は、中古で購入されてから燃料フィルタの交換が行われずにいたところ、航行中に燃料フィルタに目詰まりが生じたことから、機関に燃料が供給されなくなり、機関が停止して運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、中古で購入されてから燃料フィルタの交換が行われずにいたところ、航行中に燃料フィルタの目詰まりが生じたため、機関に燃料が供給されなくなり、機関が停止したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料フィルタは、機関製造会社の推奨する時期に交換すること。